令和元年度第 | 回特別職報酬等審議会 議事録要旨

開催日 令和元年 I I 月 2 7 日 (水) 午後 I 時 3 0 分から午後 3 時 4 5 分 場 所 上牧町役場 2 階 第 2 会議室

審議会委員(全6名)

事務局(全7名)

副町長 総務部長 事務局(政策調整課)5名

午後 | 時30分 開会

I. 委嘱状の交付

副町長から、委員6名に委嘱状の交付を行いました。

2. 副町長挨拶

この審議会は、町長、副町長、教育長の給料そして議長、副議長、議員各位の報酬について、本来、給料等の改正がある場合にご審議願うものですが、この審議会は、平成5年に開催し、平成6年に答申をいただき、25年間審議会が開かれていないという状況です。近隣の状況や現在の財政状況等を踏まえて、特別職や議員の給料等について、どのように考えればよいのかというところを諮問させていただきたいのが | 点です。もう一つが、期末手当で、町としても人事院勧告に準拠したかたちで、減額、増額を条例改正させていただいています。この部分についてもご意見をいただきたいと考えているところです。

3. 委員紹介

各委員から自己紹介を兼ねて挨拶がありました。

4. 事務局紹介

事務局(町)の出席者を紹介しました。副町長、総務部長及び政策調整課員5名が出席しました。

5. 会長選出(挨拶)

会長の選出については、上牧町特別職報酬等審議会条例の規定により委員の互選で決定するが、事務局案の提示が求められました。事務局からは、会長に識見を有する住民として選出された堀内英樹氏を推薦したところ、全員から承認されました。

6. 職務代理者の指定

会長職務代理者の選出について、上牧町特別職報酬等審議会条例の規定により会長の指名で決定しますが、事務局案の提示が求められました。事務局からは、一般公募住民の委員で、識見も有する青木弘詞氏を推薦したところ、全員から承認されました。

7. 町長の諮問(代理 副町長)

副町長から堀内会長へ諮問書が手渡されました。諮問事項の内容は2点あり、「町長、副町長、教育長「特別職職員」に対する給料の額について」、「議員に対する議員報酬の額について」です。また、その他意見を求める事項として「議員及び特別職職員に対する期末手当について」です。

≪会長あいさつ≫

今回の答申は、具体的数字の答申ではなく考え方についての意見を求められておりますので、まとめるのが難しい部分があると思われます。つきましては、委員各位のご協力をいただきまして、円滑に運営し、求められている諮問について、答申ができるよう進めていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

上牧町まちづくり基本条例では、情報の共有と協働と参画を基本理念と定めておりますので、それに添った形で記録は原則公開していくこととし、会議録は要旨を記載し、HPで公開します。審議会の会議の傍聴の申し出があれ

ば、公開とします。このことについて委員から承認をうけました。

事務局説明

(1) 今後の日程

今後の日程は、本日を含めまして3回の審議で結論を出していただき、町長に答申という流れでお願いいたします。審議の結果、特別職の給料及び議員報酬の額が多い又は少ないということになった場合には、給料及び報酬の額に関する条例を改正し、金額を変更する必要があるが、その場合、事務局としては、令和2年の3月議会に条例の改正案を提出できればと考えています。

可能であれば | 2月中に第2回目の審議会、令和2年 | 月中に第3回を開催し、答申案を作成のうえ皆さまにご確認いただき、2月初旬までには答申という形で町長にお渡し願いたいと考えています。

(2)審議会の運営方法の説明

会長からの提案のとおり上牧町まちづくり基本条例の基本原則に定める情報の共有のため審議会の会議は、原則公開とし、会議録は、要旨を記載し、 HPで公開することを確認しました。

9. 議題

(1) 事務局による資料の説明

今回、資料 | から | |まで用意しましたので、資料 | から順次を説明しました。資料については、その都度、質疑応答していただく形を委員で決定していただきました。

【資料丨】上牧町特別職報酬等審議会委員名簿

委員名簿です。本日委嘱をさせていただいたものです。

【資料2】上牧町特別職報酬等審議会条例

当審議会の条例であり、上牧町の条例に基づいた審議会ということで、審議会委員である皆様は、上牧町の非常勤特別職という位置づけとなっております。

【資料3】上牧町議会基本条例

第19条第2項の規定で議員報酬の改正にあたっては、当審議会委員の 意見や、財政改革の視点、町政の現状及び課題、将来予測等を考慮し、町民 の意見を十分に反映して決定するとされています。

【資料4】上牧町報酬等審議会開催状況

資料4は上牧町報酬等審議会開催状況になり、時系列に開催状況をまとめたものです。直近の開催としましては、平成5年に報酬等審議会を開催した以降、長らく開催していないのが現状です。この平成5・6年で審議していただいた答申をもちまして総合的に判断したうえで、給料及び報酬等を規定している関係条例の一部改正を実施し、議会での議決を経て、現在の特別職の給料額及び議会議員の報酬額となっております。

委員 平成5年の審議会で、特別職や議員全てが増額されているが、時代背景は、どうですか。

事務局 審議会において、近隣の状況、財政状況を審議していただき増額の答申と思います。財政は時代背景から、まだ悪くなかったと思われます。

【資料5】財政健全化による人件費削減状況

資料5は財政健全化による人件費削減状況を記載したものです。いくつかの要因が重なり町の財政は悪化し、歳出を抑制するため人件費を削減することとなりました。人件費削減の内容としましては、資料に記載のとおり、特別職(町長、副町長、教育長)については、平成 | 7年4月から17%の減額、平成 | 7年 | 0月からは、町長が27%、副町長、教育長は22%の減額を平成26年の3月分まで実施しました。また、議員につきましても、平成 | 8年 | 月から議長が5万円の減額、副議長、議員が2万円の減額を平成27年4月29日まで実施しています。

また、議員定数の削減については、平成 | 9年4月の上牧町議会議員選挙から定数が | 6名から | 2名に削減となっています。

【資料6】平成30年決算成果に関する報告書 あなたのまちの財政状況 資料6は本町における平成30年度決算成果に関する報告書、また、県 の市町村振興課が発行している平成29年度 あなたのまちの財政状況 の一部抜粋したものを合わせた資料となっています。上牧町の平成30年 度の財政状況について、歳入総額79億3,594万7千円から歳出総額 77億5,712万3千円を引いた歳出総額差引額が1億7,882万4 千円となります。そこから翌年度へ繰り越す財源額である4,663万6 千円を引いた額であります実質収支額が1億3,218万8千円となり黒 字決算となっております。経常収支比率というのがあり、経常収支比率と は、徴税や普通交付税(私たちの家庭でたとえますと給与にあたります) など、毎年決まって入ってくるような収入を経常的収入といい、その収入の中から人件費、扶助費、公債費といった義務的経費や、公共施設の維持管理(私たちの家庭でたとえますと食費や、医療費、光熱費、ローンの返済)など毎年固定的に支出しなければならない経費をどれだけ使われたかを示した指標が経常収支比率です。この経常収支比率が I 00%を超えると経費が収入を上回るということになりますので貯金などの取り崩しが必要となってきます。逆に数値が低い方が、余裕があるということになります。上の表でいいますと平成30年度で説明させていだくと、上牧町の経常収支比率は98.7パーセントとなり、県内市町村や類似団体と比べても非常に高い数値となっています。先ほどの平成30年度の決算では黒字決算と申しましたが、今後、公債費の償還も増えてくることが予想されていますので、100%に近づく、または超えるといった非常に厳しい財政状況であるという状況です。

- 委員 今後、財政がかなり悪くなると説明があり、近隣の市町村の状況より、基本的には、町の財政状況を鑑み検討してはどうですか。
- 事務局 今回の諮問については、前回の答申から25年が経過し、現行の給与 が適正かということをご審議いただきたい。

また、特別職の報酬の基準とするのに財政状況、近隣と比べて、類似団体と比べてどうかということを総合的に勘案して審議していただきたいと考えています。

- 委員 前回答申から25年間、何も審議会がなかったというのは、奇異な話ではありますが。
- 事務局 上牧町特別職報酬等審議会条例第2項の規定で、「町長は、議会の 議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例の 改正を議会に提案しようとするときは、審議会の意見を聴くものとする。」 ということもあって開催していませんでした。

委員 現状の財政はどうですか。

事務局 資料6で平成30年度は黒字ですが、公債費の償還をみるとかなり厳しい状況が続くと思われます。併せて、高齢化により扶助費(障がい者支援や医療費の給付等社会保障関係費)が増額していくのではないかと考えています。

委員 公債費のうち土地開発公社の分はどれくらいですか。

事務局 42億を25年で返還予定です。30年度末で32億ほど残っています。

委員 公社の公債費の償還は続き、扶助費もどんどん増えていくだろう し、今後は、あまりいい材料はないように思います。

【資料7-1】上牧町特別職の給料等の状況

資料7-1は上牧町特別職の給料等の状況であります。令和元年10月 現在で載せています。町長、副町長、教育長の特別職の給料、手当、の額 を一覧にまとまたものです。

給与月額欄で、給料ですが町長は82万円、副町長は69万円、教育長60万円ということになっております。地域手当につきましては、給料に対して6%の金額です。この地域手当は、地域の民間賃金水準を適切に反映させるため、物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給されます。国が地域を指定して、3から20%の支給率を定めております。奈良県では上牧町は6%、北葛城郡の団体についても同じ6%です。奈良市は10%です。指定されていない団体は0%となります。県内でしたら吉野郡等でしたら0%となります。

年額ということで、先ほどの月額の給与を I 2カ月掛けたものと、それから期末手当、いわゆるボーナスです。それを合わせた分が計の欄に年収として出てきます。町長が I , 446万5、742円となっております。副町長、教育長も同様です。右側の退職手当につきましては、奈良県市町村総合事務組合というのがございまして、組合を設立して共同で事務処理をしております。奈良県の状況では、全ての町村と葛城市と宇陀市が組合の構成市町村となっております。退職手当の計算式ですが、町長を例にすると、給料月額82万円×在職年数×I00分の520ということで、組合の条例の規定で I00分の520という割合を乗じることになっております。給料月額は、市町村によって異なりますけれども、在職年数掛ける I00分の520(5.2倍)ということで、特別職は I 期4年ですので、4年間でいくと町長の退職金のほうが I , 705万6,000円ということになっています。

また副町長は、 I 0 0 分の 3 3 0 、教育長が I 0 0 分の 2 4 0 という割合を乗じることになっています。

あと、参考といたしまして類似団体における平成30年と平成24年の給与の最高額、最低額、平均額を記載しています。類似団体というのは、 資料8-Iで示しています。全国の市区町村を「政令指定都市」「中核市」 「特例市」「都市」「町村」に分類したうえで、さらに「都市」「町村」を 人口規模、産業構造別によって細分化しています。上牧町は、人口2万人以上の町村で、かつ2次、3次の産業構造が80%の5の2というグループに属しまして、102団体あります。資料8-2で、その102団体の類似団体の全てを記載したものをつけさせていただいております。

【資料7-2】上牧町議会議員の報酬等の状況

資料7-2は上牧町議会議員の報酬等の状況であります。令和元年 I 0月 現在で載せています。

月額欄で、報酬のほうが議長は37万円、副議長は30万円、議員28万円ということになっております。

それから真ん中の欄が年額ということで、これら月額の報酬に I 2カ月を掛けたものと、それから期末手当を合わせた分が計の欄に年収として出てきます。議長が 6 I 4万9、400円となっております。副議長、議長も同様です。

先に説明いたしました特別職と同様に、この資料の中段が、参考といたしまして類似団体における平成30年の報酬の最高額、最低額を記載しています。

【資料8-I】県内類似団体比較

資料8-Iですが、県内類似団体等の特別職の給料月額の状況はどうかということをまとめています。河合町につきましては、類似団体別では同じグループではありませんが、北葛城郡ということで参考に掲載しています。

まず、上段の表の真ん中には県内の特別職及び議会議員の給料月額及び報酬月額を記載しており、県内の類似団体の最高額はすべて田原本町という状況であります。この表の下から2行目には、県内類似団体平均とその下には類似団体の平均を記載しています。続きまして同じ表の右側には期末手当の支給率(年間の支給月数)を記載しております。上牧町では、特別職においては国の人事院勧告に準拠した形で期末手当の支給率を改正しておりますが、議会議員については、人事院勧告等がございませんので、特別職の改定に準拠して改正するか否かを、議会議員の中で判断していただいております。上牧町の期末手当の支給率のところをご覧いただきまして、特別職と議員の期末手当の支給率が町長、副町長、教育長が3.35月分で議会議員は3.30月分と0.05月分違います。その理由としましては、昨日度、議会として期末手当の支給率の改正は人事院勧告に準拠はせずに、辞退されたことによるものです。今回の審議会のご意見をいただく内容にもなっておりますが、この審議会において人事院勧告があった場合における議

員及び特別職に対する期末手当の改正の在り方についてご意見をいたければと思います。

【資料8-2】類似団体比較

上牧町は、人口2万人以上の町村で、かつ2次、3次の産業構造が80%の5の2というグループに属しまして、102団体あります。資料8-2で、その102団体の類似団体の全てを記載したものをつけさせていただいております。

【資料9】人事院勧告の実施状況

資料の9は、人事院勧告の実施状況を年別に一覧にしたものですが、ここ 数年間は毎年のように増額の勧告が行われているのが現状であります。

【資料 | 0】地方公務員の給与改定の手順フロー図

資料I0は地方公務員の給与改定の手順のフロー図となっております。

まず、人事院勧告とは、この資料の下の方に記載していますとおり、国家公務員については、労働基本法が制約され、給与など勤務条件の改定に自ら関与できません。そのため中立第三者機関として人事院という組織があり、人事院が公務員と民間企業の給与の水準を均衡させるため調査を行い、国会と内閣に必要な見直しを求める制度です。地方公務員については、人事委員会が置かれている団体(都道府県や指定都市、特別区等)、と人事委員会が置かれている団体(一般の市町村)にわかれます。上牧町ついては人事委員会が置かれていない団体となります。

人事委員会が置かれている団体は、人事院勧告の内容及び当該団体の民間賃金動向等を総合的に勘案して人事委員会が勧告を行い、国の人事院勧告の取扱いに関する閣議決定を受けて、具体的な給与改定方針が決定されます。

上牧町のように人事委員会が置かれていない団体については、国の取扱いや都道府県の勧告等を受けて、具体的な給与改定方針が決定されます。

給与改定方針に基づき関係条例の改正案を議会に上程し、改正案の成立 後に公布施行となります。

上のフロー図が給与改定をする流れとなります。

参考までに、人事院の勧告、及び奈良県人事委員会の勧告を資料としてつけています。

委員 上牧町としては、ずっと勧告どおり行われてきたということです

ね。

事務局 国の人事院勧告に準拠して勧告通り改正しています。

委員 財政がひっ迫していた時も勧告通り改正していましたか。

事務局 次回までに調査させていただき、回答します。

【資料 I I 】上牧町議会議員及び特別職の職員に関する関係条例 資料 I I については、上牧町議会議員及び特別職の職員に関する関係条 例を抜粋したものになります。

給料月額と期末手当の算出方法を添付しております。

- 会長 全体的または、関連するところについて総括的に質疑やご意見を いただければと思います。
- 委員 特別職と議員の期末手当の割合のずれというものが出てきている ということですが、どのような経緯ですか。
- 事務局 議員におかれましては、議会基本条例第 | 9条第2項に上牧町特別職報酬等審議会の意見や町民の意見を十分反映して決定するとされています。昨年度、人事院勧告の期末手当の増額を見送られたということもありますので、ご意見をお伺いしたいと考えています。
- 委員 特別職の給料月額というのは、期末手当も入っていますか。 事務局 給料には手当が入っていません。給与には、入っています。 議員の場合は報酬だけです。期末手当はありますが、地域手当はあり ません。
- 会長 整理すると、人事院勧告に基づいて、国家公務員も、人事委員会 のある奈良県も、勧告どおりに準拠しています。奈良県も今まで特別職 も議員も同じようにやってきたのですけど、この9月議会から変わりました。新聞等によると、奈良県議会において人事院勧告から切り離して 独自に引き上げないという条例が成立しました。こういう例も少し出てきています。

給料を決める場合は、一般職は、財政規模、類似団体、近隣との比較、国家公務員との比較というか準じた形というものは、従来からきちっと踏襲されてきています。

委員 地方公務員の給料については、国がしっかり監視してきているので、市町村も今までみたいに突出したものが出来なくなってきていま

- 委員 類似団体との比較ではなく、特別職の給与体系は具体的に示されているものがありますか。年金生活者と比べると高額であり、職務に対する報酬と思うが、妥当ですか。
- 事務局 今の特別職の給料が妥当なのかと言われますと、難しい部分があります。一般職なら国の給料表が定められていますので、それに基づいて定めることができますが、特別職と議員の給料の妥当性といいますと、財政規模や人口規模、近隣との状況を踏まえて、最終的には各市町村で、条例で定めています。図るものさしがこのようなものしかありません。
- 会長 特別職の期末手当に関しては、町の考えとしては、人事院勧告に 基づく改定を基本的にやっていきたいという考えですか。
- 事務局 お見込みのとおりです。今年度も人事院勧告があり、12 月議会 に、一般職及び特別職については、改正の条例を挙げておりますが、議 会については、見送るということを聞いております。
- 委員 議員の報酬は、田舎になればなるほど安くて成り手がないという 風潮になっています。
- 会長 議員のなり手がないという話のなかで、女性と若い人が少ないと 指摘されています。今年の3月に全国町村議長会がまとめた答申があり ます。各委員にも概要版でも見ていただいて参考にしていただいたらど うだろうか。町の先々のことも考えて運営していくとなれば、今年の春 の選挙では、無投票でしたので、上牧町も考える必要があります。
- 会長 今日の議論整理させていただきますと、25年も特別職報酬等審議会をなぜ開かなかったのかなという率直な疑問がございましたし、近隣との比較の資料がでておりますけれども、妥当なところではないかと思います。
- 会長 その他意見を求める事項として「議員及び特別職職員に対する期末手当について」この点について、議会に来てもらって、議会としての見解を聞くことはできませんか。
- 事務局 検討いたします。

その他

次回審議会に今年の3月に全国町村議長会がまとめた答申の概要版を 資料として用意します。